

## 平成 30 年度第 2 回愛南町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 31 年 1 月 25 日 (金) 午後 2 時から 愛南町役場本庁 2 階 第 1 会議室	
出席委員氏名	委員長 木下 尚樹 (愛媛大学大学院理工学研究科講師) 委員 尾崎 亘宏 (元愛媛県建築住宅課技幹) 委員 増田 裕 (税理士) 委員 青木 千之 (元愛南町監査委員) 委員 松本 宏 (弁護士)	
審議対象期間	平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日	
抽出案件	総件数 4 件	(備考) 抽出の考え方 無作為に案件を抽出。(尾崎委員が案件を抽出。)
一般競争入札	2 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p>議題1 H30年度(12月末時点)愛南町入札契約状況について</p> <p>・特になし</p> <p>議題2 抽出事業の審議について</p> <p><b>【随意契約】</b> 愛南町海洋資源開発センター精密ろ過装置取替工事</p> <p><b>【一般競争入札】</b> 愛南町環境衛生センター浸出水処理施設砂ろ過器更新工事</p> <p>・高額工事にもかかわらず随意契約で執行している工事がある。同様な工事で、一般競争入札で執行しているものがあるがその理由は？</p> <p>・環境衛生センターの工事で、落札価格が11,124,001円(税抜)となっているが、この端数の1円は何だと考えるか？</p>	<p>・随意契約とした工事についても当初は一般競争入札にて執行予定であったが、応札が予定価格を超過するもの1件のみであり入札中止となってしまった。この応札は予定価格(税込価格)と同額であったことから、税抜価格で入札すべきところを誤って税込価格で入札したものと思われ、応札業者に悪意はなく、受注意欲はあったものと思われる。当該施設は真珠養殖の研究を行う施設だが、真珠養殖時期の関係から工事を急ぐ必要があった。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、当該業者との随意契約にて執行した。</p> <p>・本案件では、低入札価格調査の基準となる調査基準価格を設定している。調査基準価格については、予定価格の7/10から9/10の間で設</p>

<p><b>【随意契約（指名型プロポーザル）】</b> <b>愛南町役場西海支所エレベーター改修工事</b></p> <p>・プロポーザル方式により業者を決定しているが、この業者決定の経過について教えて欲しい。</p> <p>・プロポーザル方式について簡単に説明して欲しい。</p> <p>・地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、例外的に随意契約が認められている。今回の案件が通常の競争入札に適しないとする理由は？</p>	<p>定することとしている。本案件の場合、規定上の上限となる予定価格の9/10に相当する金額は11,124,000円である。この金額を上回るように入札した結果であると思われる。</p> <p>・当初は既存エレベーター設置業者との1者特命随意契約により改修工事を行う予定であった。しかし、この改修方法が「準撤去」という、三方枠と敷居のみを残してそれ以外は全て撤去・新設するという方法であり、既存設備を全て交換する「全撤去」という方法とそれほど違いのないことから、工事内容・契約方法から見直すこととなった。</p> <p>検討の結果、当初から改修方法を特定せずに指名型プロポーザルにて、設計・施工一括方式により幅広く技術提案を求めることとなった。</p> <p>提案業者による提案説明を実施し、適正な施工が可能か審査を行い、業者を特定した。</p> <p>・価格競争だけでなく技術提案も含めて審査する方式で、随意契約の一種である。提案価格に加えて、課題に対する提案や独自提案について採点し、業者を決定する。</p> <p>・今回の場合、当初想定していた「準撤去」ではなく、「全撤去」でも十分安く施工できることが判明した。そのため、技術提案から全て求めた方がより競争性があると判断し、プロポーザル方式を選択した。</p>
---	---

・プロポーザル方式業者特定会議の委員が庁内職員のみで構成されている。専門的な知識を有する外部の者も含めた方がいいのではないか？

### 【一般競争入札（総合評価）】

#### H30 網代漁港漁村再生交付金工事

・今回の審査対象の中で最高額の工事であり総合評価方式で執行しているが、評価審査内容はどうのようなものか？

### 議題3 その他

・現在、2か年度の任期の途中であること、また、現在の3件の抽出だけでも大変な状況であ

・特定会議の委員構成については、要綱の中で、庁内職員で組織することとされている。専門性を有する事業については、外部の者を加えた方がいい場合もあると思うので、今後検討していきたい。

・（1）「企業の施工能力」、（2）「配置予定技術者」、（3）「地域貢献度」の3項目を評価項目として設定した。

（1）「企業の施工能力」については、「過去15年間における同種工事の施工実績」、「過去2年間の町発注工事成績評定点」、「優良工事の表彰履歴」、「ISOの認証取得の有無」の4項目を設定した。

（2）「配置予定技術者」については、「過去15年間の主任（監理）技術者としての同種工事の従事経験」、「保有する資格の有無」、「過去5年間におけるCPDS（継続学習）の取得単位数」、「若手技術者の配置」の4項目を設定した。

（3）「地域貢献度」については、「過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無」、「過去2か年度の土木施設美化活動等への参加実績」の2項目を設定した。

・さらなる公平性、透明性等を図るため、本委員会での委員からの抽出案件を原則3件から

るため難しいのではないか。

・会議の時間的な制約はあるが、抽出の3件以外で事務局から審議して欲しい案件があれば追加審議するということでしょうか。

5件にさせていただけないか？